第3443号	全閉囲型救命艇（救助艇の要件に適合するもの）	CML－20	〃
第4186号	耐火救命艇（救助艇の要件に適合するもの）	CML－19S	〃
第4187号	全閉囲型救命艇（救助艇の要件に適合するもの）	CML－19	〃
第4503号	〃	CML－23	〃
第4504号	耐火救命艇（救助艇の要件に適合するもの）	CML－23S	〃
第4807号	〃	CML－21S	〃
第4808号	全閉囲型救命艇（救助艇の要件に適合するもの）	CML－21	〃

○国土交通省告示第五百七号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条第十三項第四号、第三十九条の七第八項第四号及び第三十九条の百六第三項第四号に規定する国土交通大臣の証明に関する手続を次のように定める。

平成二十四年四月二十七日　　国土交通大臣　前田　武志

（証明の申請）

第一条　租税特別措置法施行令第二十五条第十三項第四号、第三十九条の七第八項第四号又は第三十九条の百六第三項第四号に規定する証明に係る申請は、当該証明を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、国土交通大臣に対して、次に掲げる事項を記載した別記様式による書面（以下「証明申請書」という。）を提出して行うものとする。

一　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）の権利種別及び取得日

三　土地の所在、現況及び面積

四　建築物の建築に関する条例及び当該条例を定める地方公共団体の名称

五　建築物の建築に関する条例の規定に基づく手続の進捗状況

2　証明申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　土地の登記事項証明書

二　建物又は構築物の建築に係る事業計画書の写し

三　建築物の建築に関する条例の規定に基づく届出書（当該条例を定める地方公共団体の受理日付印のあるものに限る。）の写し

（証明書の交付）

第二条　国土交通大臣は、証明申請書及びその添付書類の提出があった場合において、当該証明申請書及び添付書類に記載されている事項について審査を行い、申請に係る土地等が、建物又は構築物の敷地の用に供されていないことが建築物の建築に関する条例の規定に基づく手続を理由とするものであると認めるときは、当該証明申請書にその旨を記入し、これを証明書として申請者に交付するものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式（第一条関係）

租税特別措置法施行令第25条第13項第４号、第39条の７第８項第４号又は第39条の106第３項第４号の証明申請書

国土交通大臣殿

申請日

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）　　印

租税特別措置法施行令第25条第13項第４号、第39条の７第８項第４号又は第39条の106第３項第４号に規定する国土交通大臣の証明を受けたいので、以下により申請します。

記

土地等の権利種別	所有権　・　その他の権利（　　）
土地等の取得日	
土地の所在	
土地の現況	
土地の面積	
建築物の建築に関する条例の名称	
建築物の建築に関する条例を定める地方公共団体の名称	
建築物の建築に関する条例の規定に基づく手続の進捗状況	

※証明日

※証明番号

申請のとおり、当該申請に係る土地等が、建物又は構築物の敷地の用に供されていないことが、上記の建築物の建築に関する条例の規定に基づく手続を理由とするものであることを証明します。

国土交通大臣　　印

（備考）

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　※印のある欄は、記入しないこと。

○国土交通省告示第五百八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の八第三項及び第四項並びに第二十八条第三項及び第四項の規定に基づき、租税特別措置法第十一条第一項の表第二号及び第四十三条第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶を指定する件（平成二十三年国土交通省告示第六百九十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二十七日　　国土交通大臣　前田　武志

本文第一号イ及びロ中「第五条の十第四項及び第二十八条第四項」を「第五条の八第二項及び第二十八条第二項」に改める。